

総合科学技術会議 評価専門調査会（第9回）

議事録

日時：平成13年11月13日（火）15時～17時

場所：合同庁舎4号館 4階 第4特別会議室

出席者：桑原会長、石井議員、井村議員、黒田議員、白川議員、
石田委員、江崎委員、大島委員、加藤委員、国武委員、末松委員、
鈴木委員、寺田委員、常盤委員、鳥井委員、藤野委員、増本委員
大熊統括官、和田審議官、浦嶋審議官、有本審議官、小巻参事官

欠席者：吉川議員、大田委員、谷口委員、鳥居委員、西室委員、

議事：

1. 大綱的指針について（議題1）
2. 評価専門調査会（第8回）議事録について（議題2）

資料：

資料1-1：国の研究開発評価に関する大綱的指針（案）

資料1-2：国の研究開発評価に関する大綱的指針（案）の概要

資料2-1：国の研究開発評価に関する大綱的指針（案）に対して寄せられた
意見の整理（意見への対応案）

資料2-2：国の研究開発評価に関する大綱的指針（案）に対して寄せられた
意見（原文）

資料3： 評価専門調査会（第8回）議事録（案）

（机上資料）

- 国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針（平成9年8月7日）
- 科学技術基本計画（平成13年3月30日）

議事録：

① 議題 1：大綱的指針について（議題 1）

《パブリックコメントで寄せられた意見への対応》

事務局より「国の研究開発評価に関する大綱的指針（案）に対して寄せられた意見の整理」について説明後、寄せられた意見への対応（案）について議論。

【井村議員】

9 番目の評価の呼び方について、外部評価と第三者評価について峻別すべきであると考えているが、やや混乱した定義となっている。基本的に、外部評価は、研究開発を行っているところが外部の専門家や有識者を選んで評価してもらうこと。一方、第三者評価は、外部の機関が評価者を選任して評価することである。外部評価の中に第三者評価があるような位置づけは正しくないのではないか。

今後、大学が独立行政法人になることを考えると、特殊法人研究機関も監督官庁が主体となって評価が進むと考えられるので、機関評価は第三者評価になるのでないか。これを機関評価のところに文章化してはどうか。

【小巻参事官】

解説書への記載を考えていたが、本文中に注釈をつけて対応することも考えられる。

【増本委員】

大学における研究者は個人的な研究を行うことが多い。大学は大学評価・学位授与機構が考えていることも多い。大学における評価に対してあまり大綱的指針で縛るのは問題が生じる可能性もある。

【石井議員】

井村委員の意見についてであるが、所管官庁が選任する第三者による評価という記述がよいのではないか。研究課題の評価と研究者の評価の書き分けを明確にする必要がある。研究者の評価は研究機関が行うことなので、研究者の評価が所管官庁で行われるかのような誤解のないように記載する必要がある。

【桑原会長】

研究者の評価は研究機関の長が行うという整理である。

独立行政法人については、評価が法律で明確に求められている。同じように、特殊法人研究機関を含めた研究開発機関は、評価委員会を設けて第三者評価を

実施すべきであると思うがいかがか。

【寺田委員】

国の研究機関においても、第三者評価を行うのが原則と考えている。この場合にも、所管官庁が選任した第三者による評価を行っていくのがこれからの方向と考える。

【石田委員】

大綱的指針の本文中に「目利き」という言葉を使う必要はないのではないか。

【井村議員】

「目利き」という言葉は使わずに、「洞察力のある人材」などの形容詞を加えて表現を工夫してはどうか。

【常盤委員】

「目利き」という言葉はこのような指針にはふさわしくないので、表現で補ってはどうか。

【桑原会長】

「目利き」という表現については、検討してみたいと思う。

【常盤委員】

明確な在任期間について、数字を提示する必要はないか。

【小巻参事官】

大規模プロジェクトや競争的資金などで変わるので、特に目安としての期間は示していない。

【常磐委員】

ただ、評価時期については、具体的に3年や5年といった期間を入れていることから、在任期間を入れることは意義があると思う。

《大綱的指針（案）の修正について》

【末松委員】

18 ページ下から2行目について、大学の機能が教育と研究の両面の機能を持つことを表現して欲しい。大学の中には教育に専念しているものや、長期の課

題に取り組むものもいて、その様態は一様でない。特に大学研究者の大学に任せる部分を大きくして欲しいということである。

16 ページの4行目について、若手研究者の能力を生かすという表現は入れられないか。

【桑原会長】

研究者の評価は研究機関にまかせるというのが基本的な考え方である。

【井村議員】

大学では教育に大きく時間を掛ける人もいる。研究熱心な教授と教育熱心な教授の両方が存在することを考慮すべきというご意見である。

【和田審議官】

17 ページには、大学等については、「教育と研究の一体的な推進等その特性に留意する」と記述しており、かつ 18 ページには、研究者等の業績の評価では、大学等については、研究や教育などの2つの機能があるという表現に修正したい。

【鈴木委員】

2 ページに、行政評価法と大綱的指針が同じ方向を目指すとの記載があるが、大綱的指針は機関評価や研究者の業績評価も含まれる。行政評価法があれば大綱的指針は不要となるように聞こえるが、この点はどうか。

14 ページのところで、施策の評価に課題評価を活用するというのはどういうことか。

大学は、色々な機能がある。大学は教育をするところと規定してしまうのはいかがなものか。大学は学校というだけではなくて、研究をしているから大学であるはず。大学について記述する際は、このことをご配慮いただきたい。

【小巻参事官】

政策評価に関わる法律には、具体的な評価の方法が書かれているわけではない。研究開発評価については、本大綱的指針がその方法を先駆的に提示してきた。従って、本指針が、具体的な研究開発の評価のための指針になると考えられる。ただ、法律が示す方針を満たしていないと、大綱的指針に基づいてどんなに評価をしても、法律が示すものを満たしていない場合は、改めて評価を法律に基づいて行わなければならないになってしまう。そのようにならないよう、両者を合わせたいというのがこの文章の趣旨である。

大綱的指針による評価対象は、施策、課題、機関、研究者であり、行政評価法の評価対象と考えられる施策と課題に比べ幅広い。

【鳥井委員】

2ページの追加表現は、すべての評価が行政評価法の下で実施されるように聞こえる。すべての評価が行政評価法に縛られるわけでもないので、表現を工夫した方がよい。

また、3ページの評価対象の範囲について、総合科学技術会議が全ての評価を統括するかにも受け止められている。実際には、実施省庁でこの指針を受けて、各府省が指針を作って評価を行うのであり、関係者の中にはそれを誤解している。文章を変えるということではなく、各実施省庁が指針を作って評価するということを目立つようにすることが必要ではないか。

【石田委員】

「はじめに」の文章が理解しにくい。例えば、「科学技術システム改革」というのが出ているが、唐突な感じがする。

【井村議員】

基本計画では3つの国の姿を提示している。3つの国の姿を実現するために、重点的な投資、研究費の増額、そして科学技術システムの改革を施策として行うこととしている。「はじめに」においても、このような内容を記述しないと唐突である。

【桑原会長】

基本計画を受けるのではなく、「はじめに」だけで理解できるような文章に修正したい。

【江崎委員】

将来の科学技術の革新が、現在の延長線上にないことを考えると、評価における限界のようなものについて触れておく事も必要でないか。過去に基づく評価では計れない科学的な「サプライズ」が、特に基礎科学において存在することを認識することも重要である。例えば、私のいた研究所の優れた研究である高温超伝導の申請書が、NSF でははねられたという事例がある。

【桑原会長】

9ページの(4)柔軟な評価方法の設定の中に、江崎委員のご指摘に沿って文

章を工夫した経緯があるが如何か。

【江崎委員】

フェローという制度がある。それは優れた研究者に全てを任せるような側面をもっている。何によって優れた研究者とするのが難しいところであるが、研究機関の長にだけでなく、能力のある研究者に任せる面が必要である。

【藤野委員】

機関長に評価を任せるということになっているが、企業では、評価するものは1週間ほどかけて教育をする。評価に関する教育についても重要である。

【井村議員】

先般ノーベル賞を受賞したコーンバーグ博士との対談で、人物の重要性が指摘された。研究者の資質を重視するといった表現が必要でないか。

【江崎委員】

日本でも財団などが賞を主催するようになってきた。このような財団がどの様に研究者を評価しているかも参考にしてはどうか。この人間なら自由に研究をさせようといった評価のクライテリアを検討してはどうか。若い人を賞などでもって引っ張り上げるということもできるのではないか。

【石田委員】

どこの研究機関も研究課題や研究者の評価を行っており、受賞歴なども調査はされている。表現としては井村議員の言われた程度にしておき、それ以上は研究機関の長に委ねることでどうか。

7ページ下から2行目の「切れ目なく」という表現や、12ページの米国のプログラムマネージャーに関する表現は、大綱的指針に入れる必要が無いのではないか。注ならよいかもしれない。

【小巻参事官】

この「切れ目なく」という表現は、研究者が切れ目なく研究をすることが重要であるということで、様々なところで説明に使用させていただいており、可能であればこのまま使用させていただきたい。事情が変わればもちろん検討すべきことである。

【井村議員】

米国の制度の良さとして、優れた研究が継続的に資金を受けていることを念頭に「切れ目ない」研究資金の提供が必要との指摘がある。事後評価が事前評価となり、それによって優れた研究は切れ目なく連続して実施することができる。このような指摘を踏まえてこの表現を使用している。

日本のグラント配分システムには、問題があると考えている。なぜならば、日本の場合は、ピアレビューによって評価をしてもらって、それをもとに配分しているだけである。そうではなく、研究のよくわかる人材が、責任あるポジションにいて、事前評価からフォローアップ、評価の方法まで関わる必要があることが必要だと考えている。この件については、科学技術システム改革でも議論しようとしている。

【石田委員】

「米国のプログラムディレクター」というような表現は、せめて「注」でいいのではないか。

【石井議員】

2 ページの追加文章のところで「行政評価法に整合するように取り組む」とあるが、この場合、施策の評価について最も重なり合うところが出てくる。7 ページのところに、施策と課題は原則事前評価をするとあるが、これでは研究開発施策が政策評価にかなり縛られる可能性もある。行政評価法の方から研究開発施策に事前評価が求められることも予測されるが、施策の企画立案が大変困難になる恐れも考えられる。この点について、何か柔軟性を確保する工夫が必要でないか。解説書に落とすことも可能かもしれないが、事前評価の方法も含めて何らかの柔軟性を確保する必要があるのではないか。

【井村議員】

あらゆる科学技術政策を事前評価するのは不可能でないか。基本的には事後評価を原則とし、極めて多額な費用を要するものだけに事前評価を求めるのが基本でないか。

【桑原会長】

個人的には研究開発政策について、もう少し厳格な評価をすべきであると考えている。

【小巻参事官】

総務省では、政令で具体的に事前評価を求める施策を定めることになっている。この内容によっては、全ての施策について事前評価が義務付けられることになる。つまり、大きな影響が出る可能性がある。社会的に影響の高いもの、金額の大きいもの、評価手法の確立されているものについては、政令に落とすものとして作業が進められておられると思われる。各省、この点については注目している。

どのように対応するかという点については、「評価方法が確立しているかどうか」がポイントであると考えられる。

【石井議員】

評価時期について、「原則として事前・事後」というのは厳しいのではないか。

【常盤委員】

大綱的指針は評価をするための指針であるので、あまり出来ない部分を配慮しすぎた文章は問題でないか。評価の限界については注や解説書に表現した方が良いのではないか。このようなことを、本文に書くと評価をしようという本指針の意味が曖昧になる。もし例外的なものがあるのであれば、解説書で示せばよいのではないか。

【石井議員】

解説書で取り扱うのも方法としては考えられる。

【井村議員】

政令で何処まで対象となるかによる。政令に書かれるようであれば、その件については本文に書いていた方がよい。政令には、注視しておく必要がある。

【増本委員】

「はじめに」の中の、研究開発活動の「効率化」や研究開発成果の「獲得」といった言葉は、基礎研究にそぐわないのではないか。18 ページ下から4行目の「研究開発」は言葉が不足している。

【小巻参事官】

この「研究開発」は、研究開発そのものを示している。

【加藤委員】

研究者が研究を管理するのは重要である。「効率化」や「獲得」という言葉は、研究者自身は好まないかもしれないが、この様な観点で研究を律することは重要でないか。

【井村議員】

エフォート制度の目的が言葉不足である。「効率的な研究開発の推進を図る」という表現を追加してはどうか。また、11 ページの「研究開発実施・推進主体」の言葉が難解でないか。

【桑原会長】

本日の意見を受けて文章を修正したい。これを次回の総合科学技術会議に諮ることにはしたい。全般として、当初目的とした評価システムの改革にむけて、満足のいく指針案が作成されたと考えており、皆様のご協力に感謝したい。

② 議題 2 : 評価専門調査会（第 8 回）議事録について

第 8 回評価専門調査会の議事録について、公開を前提に了解を得た。

【小巻参事官】

次回（第 10 回）は、12 月 19 日（水）午前 10 時から開催する予定。

以上